

「秋田県中小企業振興条例」
第17条の規定に基づく指針

（素案）

「中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針」

（略称：あきたの企業元気づくり指針）



秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

秋 田 県



がんばれ中小企業！

《秋田県中小企業応援キャラクター がんばっけさん》

平成26年度秋田県中小企業振興委員会の意見を元に、平成27年、秋田公立美術大学の学生を対象に公募を実施。同大学生 荻谷有花さんのデザインを採用しました。

モチーフは秋田県の県花である「ふきのとう（ばっけ）」。厳しい冬を越え、春一番に咲くふきのとうの力強さで、県内中小企業の力強さを表しています。

<< 目 次 >>

第1章 指針策定の趣旨

- 1 秋田県中小企業振興条例について 1
- 2 指針の位置付け 1
- 3 指針の実施期間 1
- 4 指針に基づく各施策の検証 1

第2章 あきたの企業元気づくり指針のポイント

- 1 県内中小企業を取り巻く環境 2
- 2 時代の潮流 5
- 3 中小企業等の意見 6
- 4 重点的に取り組むポイント 7

第3章 施策の方向性

- (基本的施策1) 経営基盤の強化 9
- (基本的施策2) 新たな市場の開拓等 11
- (基本的施策3) 企業競争力の強化 13
- (基本的施策4) 新たな事業の創出 16
- (基本的施策5) 地域の特性に応じた事業活動の促進 17
- (基本的施策6) 人材の育成及び確保 18
- ※小規模企業者への考慮 21

第4章 基本的施策の推進

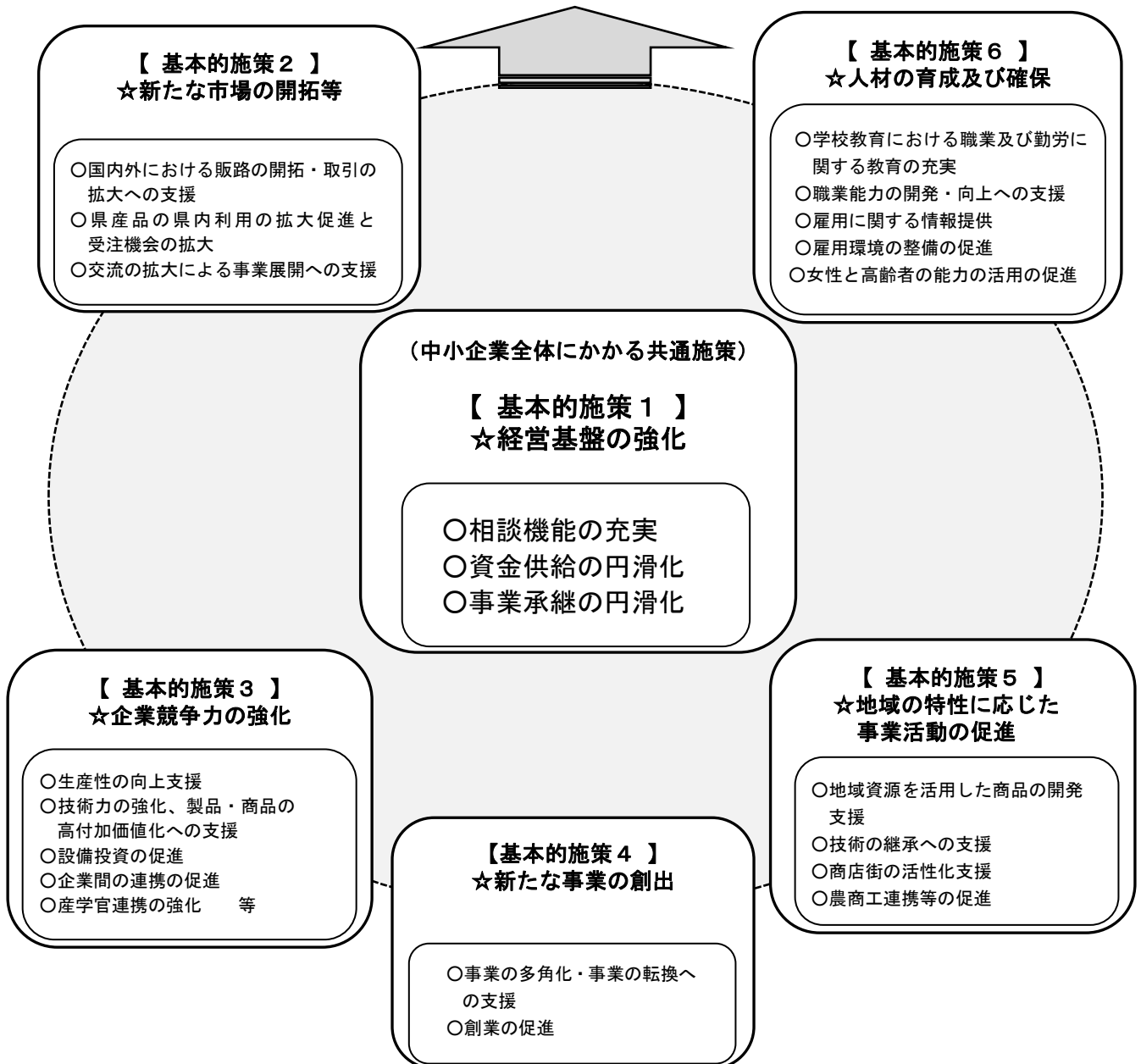
- 1 条例・指針の県民等への周知・普及 22
- 2 基本的施策の検証及び推進 22
- 3 市町村との連携 22
- 4 各施策の情報提供 23

- <資料編> 24

【図表 1】

秋田県中小企業振興条例に基づく 6 つの基本的施策

～中小企業の自立・創造に向けた取組を徹底支援～



第1章 指針策定の趣旨

1 秋田県中小企業振興条例について

- 中小企業が本県経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興が本県経済の活性化に不可欠との観点から、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与するため、「秋田県中小企業振興条例」（平成26年秋田県条例第62号。以下「条例」という。）が平成26年3月に制定されました。
- 条例では、中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけ、中小企業者自らの努力を前提に、県民、関係団体、金融機関、大企業者、大学・研究機関、行政等がオール秋田で意欲の高い中小企業を支えていくことを宣言しています。

2 指針の位置付け

- 条例第17条に基づき、県の中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する施策の方向性を「指針」として定め、条例第8条から第13条に基づく「6つの基本的施策」（図表1）を推進しています。
- 第2期となる本指針は、「小規模企業振興基本法」（平成26年法律第94号）の制定等を踏まえ、「中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針」（略称：あきたの企業元気づくり指針）と題して、特に、小規模企業者の振興を強化していくほか、一般の県民を含め、条例の普及啓発を一層図っていきます。
- また、この指針は「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、同プランと一体的に推進していきます。

3 指針の実施期間

- 本指針の実施期間は、「平成30年度から平成33年度までの4年間」とします。

4 指針に基づく各施策の検証

- 指針に基づく各施策の実施に当たっては、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、中小企業者等で構成する「秋田県中小企業振興委員会」等の意見を聴きながら毎年度施策の検証を行い、中小企業のニーズに合った施策を推進します。

第2章 中小企業元気づくり指針のポイント

1 県内中小企業を取り巻く環境

- 本県の中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、規模の小さい「小規模企業者」ほど減少しているなど、その影響を大きく受けています。

<中小企業を取り巻く環境の変化>

- (1) 「少子高齢化の進行」「人口減少」に伴う県内マーケットの縮小
- (2) 下請け型の企業が多く、自社製品の開発や営業面で課題
- (3) 「経営者の高齢化」「後継者不足」等による「中小企業数の減少」と「低い開業率」
- (4) 「地域資源の活用」による中小企業の事業活動が低調
- (5) 「若者の流出」「就業人口の減少」による「人材獲得競争の激化」

【図表2】[秋田県] 中小企業数の推移

	中小企業数		大企業数	合計
		うち小規模		
H21	39,925 構成比 【99.9%】	35,612 【89.1%】	39 【0.1%】	39,964
H24	36,304 (△9.1%) 構成比 【99.9%】	32,087 (△9.9%) 【88.3%】	30 (△23.1%) 【0.1%】	36,334
H26	35,098 (△3.3%) 構成比 【99.9%】	30,666 (△4.4%) 【87.3%】	32 (6.6%) 【0.1%】	35,130

出所) 中小企業白書

【図表3】[秋田県] 開業率の推移

	H25	H26	H27	H28
開業率(%)	3.6	3.2	2.8	2.7

出所) 秋田労働局「労働市場月報」

【図表4】[秋田県] 後継者不在率

	後継者不在率	備考
秋田県	72.2%	全国ワースト8位
全国	66.1%	①沖縄 86.2%、②山口 75.7%、③広島 74.7%

出所) 帝国データバンク調べ (2016年2月公表)

【図表5】[秋田県] 社長の平均年齢

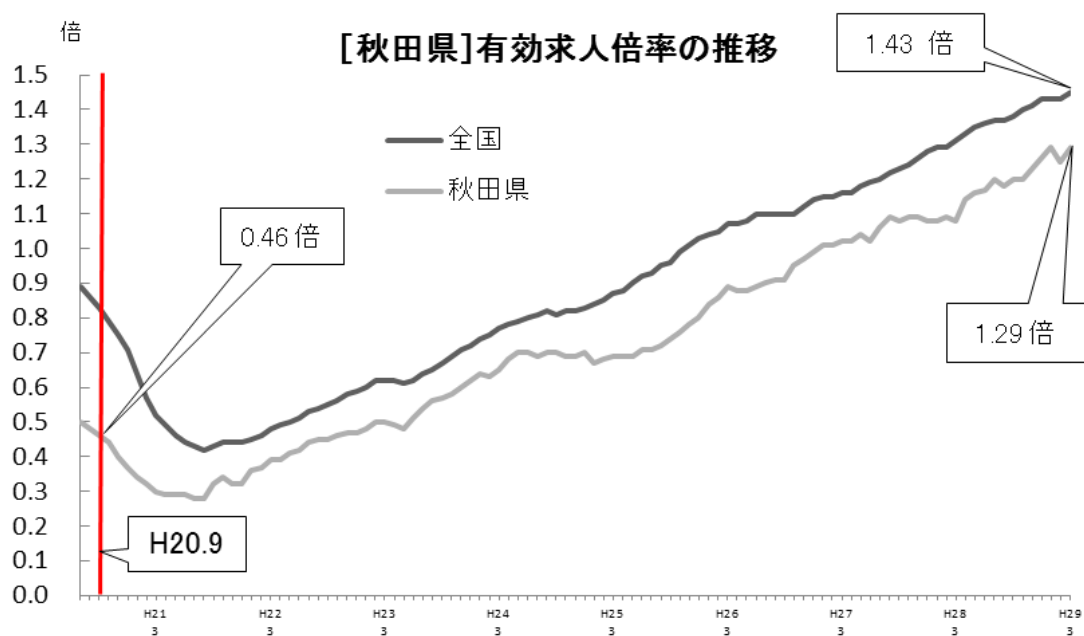
	社長平均年齢	備考
秋田県	61.1歳	全国2位
全国	59.3歳	①岩手61.4歳

出所) 帝国データバンク調べ (2017年1月公表)

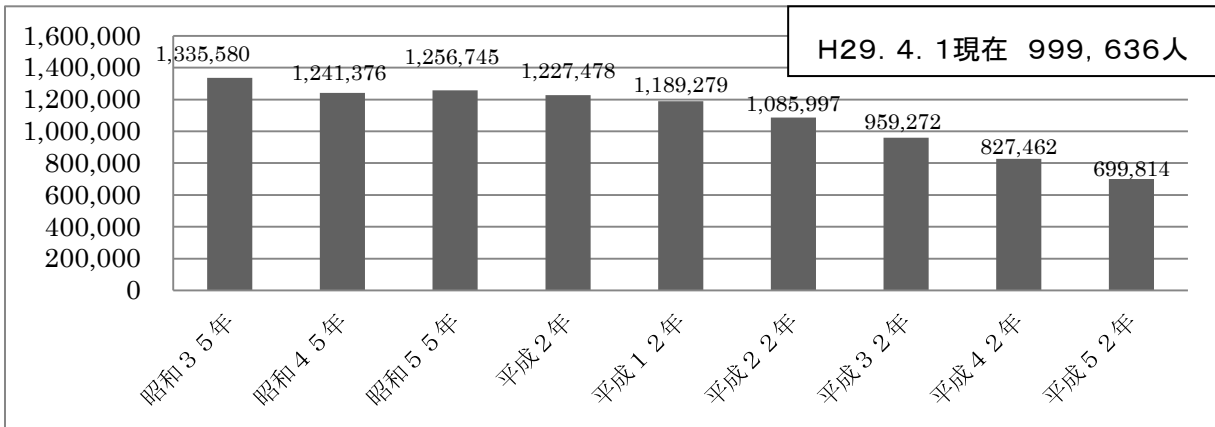
【図表6】[秋田県] 有効求人倍率の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H29.3
秋田県(倍)	0.57	0.69	0.76	0.94	1.07	1.29

出所) 秋田労働局「一般職業紹介状況」季節調整値

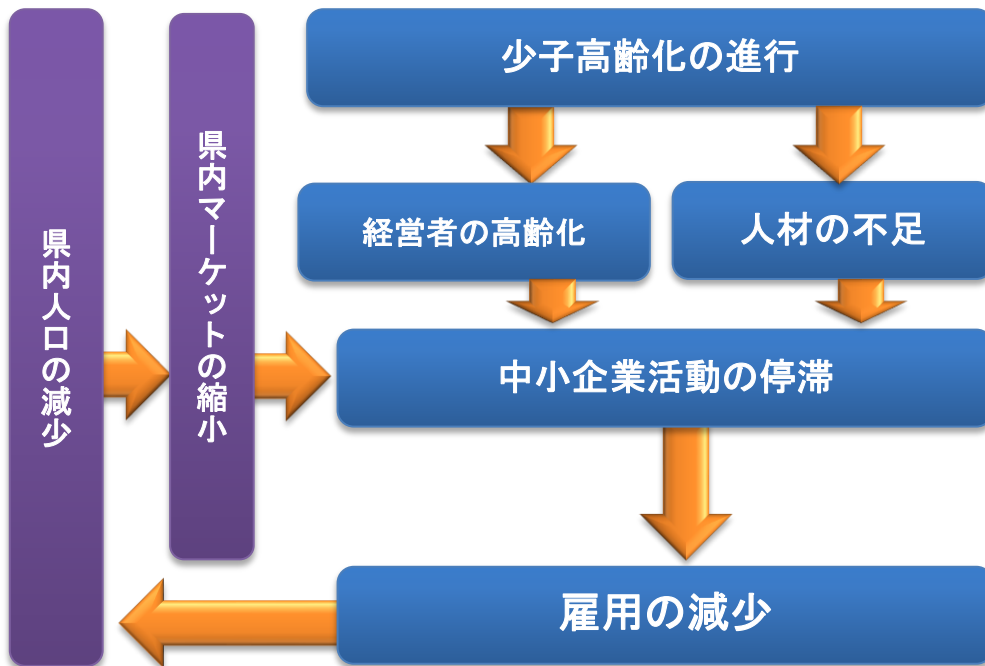


【図表 7】 [秋田県] 人口推移と見通し



出所) 国立社会保障・人口問題研究所

【図表 8】 人口減少が中小企業に与える影響



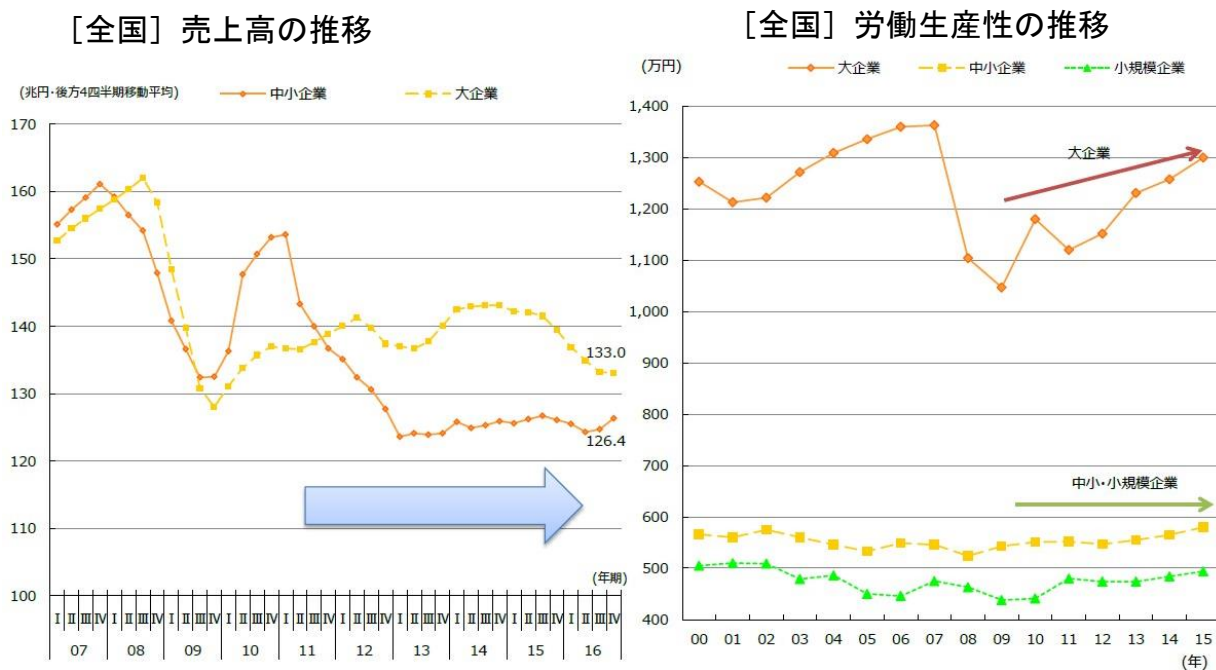
2 時代の潮流

- 社会経済情勢の変化の中、IoT、AI、ロボット技術等の第4次産業革命が進んでおり、中小企業が生き残るためには、こうした技術を活用した製品開発や生産性の向上、働き方改革を踏まえた人材の確保・育成を図る必要があります。

<時代の潮流>

- (1) 緩やかな回復が続く日本経済 ～ 先行きに不透明感
- (2) 大企業と中小企業の格差拡大
- (3) グローバル化の進展とアジア経済の成長
- (4) 第4次産業革命の進展と就業構造の変革
- (5) 一億総活躍社会の形成に向けた働き方改革への対応

【図表9】大企業と中小企業の格差拡大



出所)2017年版中小企業白書

3 中小企業等の意見

- 指針の見直しのため、中小企業等との意見交換（中小企業振興委員会2回、地域勉強会19回）を行って、様々な御意見をいただきました。

中小企業からの声

- 起業相談窓口がたくさんありすぎて分からないなど、全くの初心者に向けた情報の「絞り込み」も必要
- 文書に不慣れな小規模企業にも分かりやすい資料づくり
- 中小企業支援機関が連携して行う横断的な支援の一層の促進
- 専門家や施策の紹介の前にじっくりと話を「聞く」相談が必要
- 補助金だけでなく、長期的な助言やフォローアップによる支援
- 小規模企業でも参加できるようセミナーの開催時間などの工夫
- 小規模企業の営業力や販売力の向上に向けた支援
- 異業種と連携する機会の創出による新事業展開の支援
- 空き店舗の解消と個店の魅力アップによる商店街の活性化
- 事業承継に向けた意識の早期醸成
- 有資格者などの人材不足を解消するための支援
- 農商工連携等による地域資源の活用促進

商工団体等からの声

- 若手職員の交流など支援機関の現場レベルでの交流と連携
- 中小企業支援ネットワークの連携による具体的な成果の創出
- 各支援機関が共通の目標などをもち、意識を共有して取り組む支援体制
- 小規模企業への「接点」をより綿密にした伴走型支援
- 小規模企業の販路拡大に向けた支援策の拡充
- 高校生や大学生、教員等に対する地元企業の知名度向上



企業を支援する体制へのニーズ

分かりやすい情報提供

中小企業支援機関の連携

伴走型 現場との接点

継続的なフォローアップ

小規模企業への配慮

人材の育成や連携へのニーズ

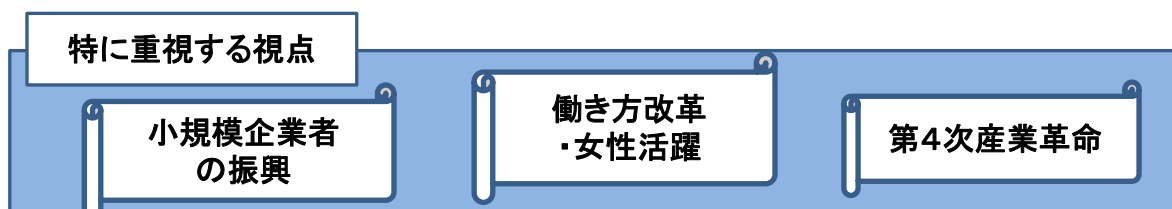
人材の育成 企業連携

地域資源の活用

企業の魅力発信

4 重点的に取り組むポイント

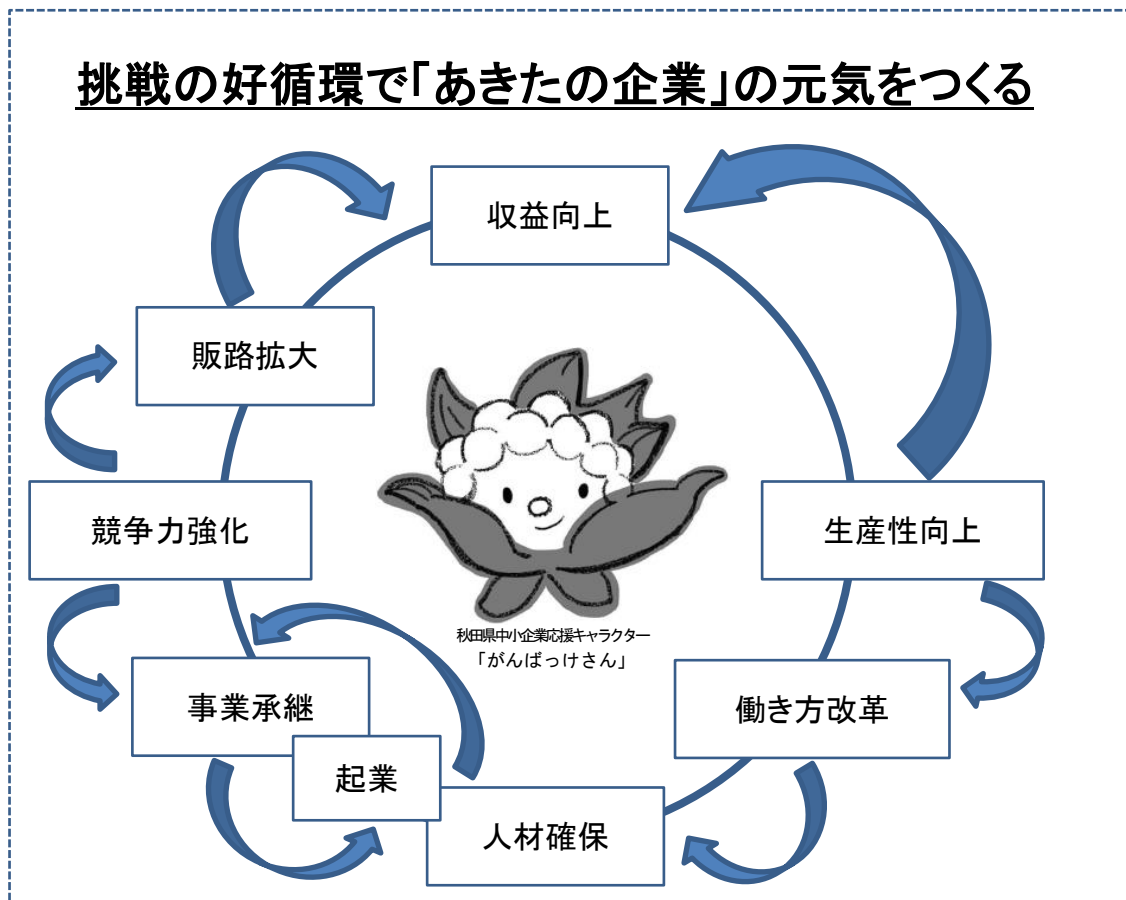
- 県内中小企業を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に加え、中小企業等との意見交換や総合政策審議会における意見を踏まえて、本指針の実施期間において、次のポイントに重点的に取り組みます。



基本的施策	重点ポイント
①経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○県及び中小企業支援機関の連携強化による相談機能の向上 ○地域の現場との「接点」を太くして耳を傾ける伴走型の支援 ○積極的な技術指導や共同研究による商品開発等の支援 ○事業承継の意識の醸成と後継者の育成・マッチング
②新たな市場の開拓等	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模企業者に向けた販路開拓等の支援の強化 ○IoT、ビッグデータ等を活用した県外・海外への商品・サービス提供など新たなビジネス創出の支援 ○継続的な取引に向けた県内企業の海外展開の集中的な支援
③企業競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次産業革命による技術の利活用促進 ○企業間連携等によるイノベーション創出の促進 ○食品製造現場における生産性向上や加工技術の向上支援 ○ICT建設機械等を活用した建設工事の推進
④新たな事業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○起業後のフォローアップ支援 ○女性・若者起業家の事業拡大に向けた支援 ○ワンストップ起業相談窓口「秋田県よろず支援拠点」の周知
⑤地域の特性に応じた事業活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の資源やニーズを活用した新商品・新サービスの開発促進 ○「第3期あきた伝統的工芸品等産業振興プラン（仮称）」に基づく産地の将来を担う人材の育成や海外も見据えた販路開拓 ○個店の魅力向上と空き店舗解消等による商店街の活性化 ○農商工連携等による地域資源の活用促進
⑥人材の育成及び確保	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革推進の取組に対する支援 ○女性や若者、高齢者が働きやすい環境の整備 ○県内企業における健康経営の普及啓発 ○第二新卒者など若者に向けた企業の魅力発信力の強化 ○ICT人材の確保・育成を行う拠点の整備

※「第3章 施策の方向性」で、重点ポイントを下線により強調しています。

【図表10】「あきたの企業元気づくり指針」の推進イメージ



第3章 施策の方向性

基本的施策1 経営基盤の強化（条例第8条関係）

（1）条例に基づく施策

- ①相談機能の充実
- ②資金供給の円滑化
- ③事業承継の円滑化

（2）施策の方向性

①相談機能の充実

- 各商工団体において、積極的な企業訪問や、企業の課題やニーズに対応した専門家の派遣など、地域の身近な相談窓口として相談体制の充実を図ります。
- 特に、小規模企業者について、商工団体の経営指導員等が、巡回による経営指導や各種相談をはじめ、会計事務や補助金等の申請など、多面的な相談活動によりサポートします。
- 県内企業へのワンストップサービスセンターである（公財）あきた企業活性化センターに配置した専門家の充実を図り、創業から販路拡大、経営革新などを支援するほか、利用者の利便性を高めるため、県内各地においてワンストップ移動相談を行います。また、（公財）あきた企業活性化センターと他の支援機関の相談活動との連携に努め、相談体制の強化を図ります。
- 県内中小企業・小規模企業者のための経営相談所として、（公財）あきた企業活性化センター内「秋田県よろず支援拠点」の周知を図るとともに、同拠点のサテライトの設置やSkypeによる相談対応などきめ細やかな相談を行います。
- （公財）あきた企業活性化センターの知財総合支援窓口において、特許事業の外国出願に対する支援も含め、知的財産に関する一貫した支援を行います。
- 技術的な相談については、産業技術センターや総合食品研究センターなどにおいて研究員が積極的に応じ、中小企業の技術的な課題の解決を支援します。
- 国の地方機関や県、商工団体、金融機関などで構成する「秋田県中小企業支援ネットワーク」により、個別企業への支援や企業間連携、事業承継など、中小企業の育成等に必要なトータルサポートを行います。
- 県及び各支援機関における情報共有の活発化や若手職員の交流等により、「中小企業支援ネットワーク」の連携をより実質的なものとし、各機関における相談機能の向上につなげます。

- 特に、小規模企業者や地域の現場との「接点」を太くして、十分な聴き取りを行うなど、伴走型の支援体制に向けて意識の向上を図ります。

②資金供給の円滑化

(ア) 経営安定のための資金

- 売上の減少や急激な円高・原油高等の影響により、経営に支障をきたしている企業に対し、経営の安定化を図るための運転資金等を支援します。
- 災害等で事業に支障をきたしている企業や再チャレンジを目指す事業者への金融支援を行います。
- 認定経営革新等支援機関（※）から、事業計画の策定支援や計画的な経営支援を受ける資金により、経営力の強化を支援します。
※ 認定経営革新等支援機関：中小企業経営力強化支援法の規定に基づいて国から認定を受けた機関（中小企業支援団体（商工団体等）、金融機関、税理士等）
- 既往の融資を一本化して借換できる資金により、返済負担を緩和し経営の安定化を支援します。

(イ) 通常の事業活動のための資金

- 事業の拡大や工場の増築、設備の更新など企業の様々なニーズに対応した資金繰り支援を行います。
- 県の工事を受注する中小企業が安定的に資金を調達できる仕組みにより、下請け企業も含めた建設企業の経営の安定化を支援します。

(ウ) 積極的な事業展開のための資金

- 新たな事業分野への挑戦や海外進出、事業の多角化、新規の開業・独立・第二創業などの積極的な事業展開に対する資金繰りを支援します。
- 特に、女性や若者による起業や、小規模企業者のICT導入による生産性向上を促進するための金融支援を行います。
- 太陽光や風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーによる発電事業に取り組むための金融支援を行います。

③事業承継の円滑化

- 「秋田県中小企業支援ネットワーク」の事業承継ワーキンググループを運営し、金融機関や商工団体等の支援機関へ様々な情報提供を行うとともに、各機関の担当者等を対象としたスキルアップセミナーを開催するなど、それぞれの機関における事業承継の取組を推進します。
- 国の「事業引継ぎ支援センター」と連携し、県内全域での事業承継等についての案件掘り起こしやきめ細かな対応を行うため、商工団体に事業承継相談推進員を設置し、地域における相談機能の強化を図ります。

- 中小企業を取り巻く経営の実情や後継者の有無等の調査結果を踏まえ、事業承継に関する成功事例や支援事業等の周知を行い、経営者の意識改革を図ります。
- 後継者を育成するため、参加者のニーズや利便性に配慮した手法により、商工団体が次世代や若年者を対象として行うセミナーの開催を支援します。

基本的施策 2 新たな市場の開拓等（条例第 9 条関係）

（1）条例に基づく施策

- ①国内外における販路の開拓・取引の拡大への支援
- ②県産品の県内利用の拡大促進と受注機会の拡大
- ③交流の拡大による事業展開への支援

（2）施策の方向性

①国内外における販路の開拓・取引の拡大への支援

（ア）販路開拓への支援

- 小規模企業者が行う販路開拓や売上向上の取組に対する支援を強化します。
- I o T、ビッグデータ等を活用した県外・海外への商品・サービス提供など新たなビジネス創出を支援します。
- 県内中小企業の販路開拓のため、アドバイザーなどの専門員を首都圏・東北地区等に配置し、大手メーカー等の発注情報収集、取引斡旋商談会の実施など、企業マッチングを行うとともに、展示会への出展等を支援し、県内中小企業の受発注機会の拡大を図ります。
- アンテナショップや首都圏でのイベント、物産展等を通じて食・物産（伝統的工芸品等）・観光の一体的な売り込みを図り、県産品の認知度向上とブランド化を図ります。
- 海外見本市への出展や、金融機関と連携した商談会の開催、海外連絡デスクを活用したビジネス支援等により、海外における商談機会を創出するとともに、県内商社等による県産品の輸出を支援することで、取引拡大を図ります。
- 「あきた海外展開支援ネットワーク」の支援機関相互の連携強化により、多様な支援メニューを活用して、販路開拓や本県に拠点を置きながら海外進出を行う中小企業を支援します。特に、継続的な取引に向けた県内企業の海外展開を集中的に支援します。

(イ) マーケットニーズに合った製品・商品の開発への支援

- 総合食品研究センターの技術や県外アドバイザーを活用して、秋田オリジナルな商品開発を進めるほか、アンテナショップを活用したテスト販売等により、食品事業者のマーケティングを支援します。
- 食品事業者への人材育成研修を通じて、市場性の高い商品の開発や製造に係るスキルを有する食品事業者の育成を図ります。

②県産品の県内利用の拡大促進と受注機会の拡大

- 県内中小企業の意欲的な取組や製品等の県民等への情報発信を強化し、県民の県内中小企業への理解促進と若者の県内就職、製造する製品等の県内における利用促進を図ります。
- 「秋田の酒による乾杯を推進する条例」（平成26年秋田県条例第97号）に基づき、関係団体と連携して、秋田の酒を愛飲する気運の醸成を図り、県内における消費拡大の取組を支援します。
- 県民が伝統的工芸品等に親しむ機会を創出し、その利用の促進を図ります。
- 県内中小企業の信用力向上や販路拡大、人材確保を支援するため、中小企業月間のイベント等により、県内中小企業が製造する製品やサービス等の周知の拡大を図ります。
- 県の物品等の調達に関しては、競争性の確保に留意しつつ、県内企業への優先発注を推進します。
- 工事発注に関しては、県内企業への優先発注を原則とするほか、小規模企業者や専門工事業者等への受注機会の確保に努めるとともに、工事材料への県産品の使用を促進します。
- 総合評価落札方式の工事については、企業や技術者の実績や技術的能力、地域貢献、地場産品の調達等を評価し、価格と品質が総合的に優れた調達を行います。
- 総合評価落札方式において、県認定リサイクル製品の活用やISO14001認証取得について評価します。
- 県のIT調達については、分割発注・JVの活用など、県内企業が調達に参加できる機会を拡大します。

③交流の拡大による事業展開への支援

- 交流の機会を事業活動に結び付ける仕組みづくりを促進し、多様な地域資源を活用した誘客ビジネスに意欲的な事業者の取組を支援します。
- DMOの設立などによる魅力ある観光地域づくりを支援するとともに、コンベンションなどの誘致を促進し、県内流動や近隣県との交流の活性化によるマーケットの拡大を図ります。

基本的施策3 企業競争力の強化（条例第10条関係）

（1）条例に基づく施策

- ①生産性の向上支援
- ②技術力の強化と製品・商品の高付加価値化への支援
- ③設備投資の促進
- ④企業間の連携の促進
- ⑤産学官連携の強化
- ⑥その他の企業競争力強化への支援

（2）施策の方向性

①生産性の向上支援

- アドバイザー等による生産現場における改善指導や指導企業の交流、工程改善研修、ベンチマーク研修等を開催し、Q・C・D（品質・コスト・納期）の向上を図るとともに、そのフォローアップ体制を強化します。
- アドバイザーの企業訪問や改善セミナー、改善の成果報告会などを通して、業種を越えた改善意識の普及・啓発を図ります。
- 新たな製品開発や生産性の向上に向けて、IoT、AI、ロボット技術等の第4次産業革命によるイノベーション技術の普及啓発や利活用を促進します。
- i-Constructionを支える人材を育成する研修会を開催し、ICT技術を有する建設人材を育成します。
- 食品製造現場における生産性向上や加工技術向上に取り組む事業者への支援を行います。

②技術力の強化と製品・商品の高付加価値化への支援

（ア）技術の高度化支援

- 産業技術センターや総合食品研究センター、木材高度加工研究所において、個別指導などの技術支援を行うほか、中小企業との共同研究や受託研究を行い、技術課題の改善を支援します。
- 成長分野である輸送機関連産業に参入しようとする企業に対しては、専門家による加工技術の指導を実施します。
- 情報関連産業については、個人情報保護の認証取得や新技術を利用した付加価値の高い商品開発等を支援します。
- 建設業については、若手技術者に対する技術支援や、構造物の維持管理や補修・補強に必要な技術を習得するための研修を実施するほか、優良工事表彰などにより、建設技術の向上を図ります。

- 県産加工食品の信頼性を向上させ、国内外における販路拡大に資するため、衛生管理の専門的な技術サポートを行い、食品の衛生管理手法であるHACCPの導入推進を図ります。
- (公財) 秋田県木材加工推進機構において、技術相談や性能試験の受託など、木材加工に関する技術の高度化を支援します。
- 「知的財産の創造」、「保護」、「積極的な技術移転による活用」から成る知的創造サイクルを強化し、産業技術センターなどの公設試験研究機関から中小企業への技術移転を促進します。

(イ) 成長分野への参入支援

- 中小企業の、新エネルギー関連産業、輸送機関連産業、医療福祉関連産業、情報関連産業などの成長分野への参入に向けて、技術の向上や人材育成・確保、企業間連携の強化などを支援します。
- 医療機器の研究開発や実用化に向けて、現場のニーズに合った医療・福祉機器の開発等を支援します。
- 高齢者や障害者向けの福祉機器の製品開発や、ユニバーサルデザインに配慮したものづくりの取組を支援します。

(ウ) 産業デザインの導入促進

- (公財) あきた企業活性化センターの「あきた産業デザイン支援センター」により、中小企業の経営戦略としての産業デザインの導入や、付加価値の高い製品開発を支援します。

③設備投資の促進

- 各種制度融資や設備貸与により、小規模企業者や起業者を含めた中小企業の設備投資を支援します。
- 意欲的な事業展開に取り組み、経営力の強化により、若者にとって魅力ある職場を目指そうとする県内中小企業に対し、マーケティングから商品開発、I o T等の新技術による生産性の向上、販路拡大まで幅広く支援します。
- 県内における食品加工機能の拡充や経営基盤の強化に資する食品加工設備等の導入に対して支援します。
- 需要が拡大している木質バイオマスの利用の拡大を図るため、秋田スギチップ材の供給体制の整備を支援するほか、木質バイオマス発電の燃料用チップ製造施設やペレットボイラー等の利用施設の整備を支援します。
- 観光地としての訴求力・満足度の向上による本県への誘客拡大を図るため、旅館・ホテルの魅力向上を進める取組を支援します。

④企業間の連携の促進

- 「あきた工業会」を始めとする異業種の工業団体が交流する機会を創出し、工業団体の組織的連携と県内中小企業の技術交流を推進するとともに、企業間連携による新商品開発や新事業展開等を促進します。
- 企業間連携による自動車部品のユニット化を目指し、(公財)あきた企業活性化センターのプロジェクトマネージャーを中心に、企業グループへの集中支援や新たな連携づくりを行います。
- 「秋田県食品関連事業者サポートネットワーク」により、食品製造業者、原材料生産者、包装資材業者、流通業者などの関連業種のネットワーク化を構築し、食品事業者群の育成を図るとともに、地域の素材を生かした食の特産品開発等を支援します。

⑤産学官連携の強化

- 組織や業種、研究分野を越えた産学官連携を推進し、研究開発に携わる幅広い関係者の交流を図るとともに、コーディネーターの配置により研究シーズと中小企業のニーズとのマッチングを図り、市場で評価される付加価値の高い製品・商品の開発を促進するほか、研究開発の段階に応じた競争的研究開発資金を提供します。
- 大学や研究機関等による技術シーズ提案会などを開催し、本県産業の成長に資する新たな開発テーマの発掘や連携体制を整備します。
- 医療機関から収集した医療ニーズに基づいて、製造販売業者等と共同で製品開発を行う県内企業を支援します。
- 試作品開発への支援やコンソーシアムの形成、マーケティング活動支援等を通じて、県内中小企業の有する技術力を磨き上げ、技術イノベーションの創出を図ります。

⑥その他の企業競争力強化への支援

- 長年に亘り着実な経営と雇用の維持・拡大に努めた中小企業者等を表彰し、県からの感謝の意を伝えるとともに、その取組を県民に広く周知することで中小企業者の意欲向上を図ります。
- 地域経済の中核的役割を担うことのできる企業の創出を促進するため、地域経済の牽引役を目指す企業を支援対象企業として認定し、将来にわたって企業の成長が見込まれる事業プロジェクトに対して、成長戦略の策定から事業化まで一貫した支援を行います。
- 災害時における、県内企業の事業の継続を図るため、関係団体との連携により、県内企業・中小企業組合による事業継続計画（BCP）の策定を推進します
- 中小企業における温室効果ガスの削減を推進するため、省エネに関する取組を支援します。
- 中小企業が環境に配慮した取組を行えるよう環境マネジメントシステムの普及を推進します。

基本的施策 4 新たな事業の創出（条例第 11 条関係）

（1）条例に基づく施策

- ①事業の多角化・事業の転換への支援
- ②創業の促進

（2）施策の方向性

①事業の多角化・事業の転換への支援

- あきた企業応援ファンド等の活用により新商品や新サービスの開発を促進します。
- 農商工応援ファンド等の活用により農商工連携による新商品の開発を促進します。
- 新製品・新商品、新技術の開発にあたり、産業技術センターや総合食品研究センターなどが技術的な支援を行うほか、事業化に際しては、事業化プロデューサーや研究開発コーディネーターが一貫した支援を行います。
- 医療福祉分野など県民生活の中で困っていることや求められているテーマなど、県民ニーズに対応した技術や製品の開発を支援します。
- 県産材の利用拡大のため、耐火性能の高い木製品などの新製品の開発とその利用の拡大を支援します。
- 事業の多角化等により、再生可能エネルギーによる発電事業に参入しようとする中小企業に対して、アドバイザーの派遣、風力発電のための風況調査やメンテナンス人材の育成に対する助成や融資などの支援を行います。
- 少子高齢化、健康づくり等の社会課題に対応し、サービス産業分野における新たな視点や柔軟な発想によるビジネス化を支援します。
- 新事業展開資金などの制度融資により、事業の多角化や異業種分野への進出を行う中小企業を支援します。

②創業の促進

- 起業を促進するため、高校生や大学生等の起業体験の実施等による若者の起業家意識の醸成を図ります。
- 商工団体と連携し、若者・女性・シニアなど幅広い層を対象とした起業に必要な知識習得のための起業塾の開催、起業時の初期投資費用等への助成、起業後のフォローアップ等、各段階を貫いた切れ目のない支援を県内各地で実施します。また、女性・若者起業家の事業拡大を支援します。

- 起業のワンストップ窓口として、(公財) あきた企業活性化センター内「秋田県よろず支援拠点」の周知を図るとともに、各地域の商工団体との連携を深め相談体制の充実を図ります。
- 各種制度融資等により新規創業を支援します。特に、女性や若者による起業を促進するための金融支援を行います。
- 県内への移住と起業を支援するプログラムを実施し、多様な人材の移住を促進します。

基本的施策5 地域の特性に応じた事業活動の促進 (条例第12条関係)

(1) 条例に基づく施策

- ①地域資源を活用した商品の開発支援
- ②技術の継承への支援
- ③商店街の活性化支援
- ④農商工連携等の促進

(2) 施策の方向性

①地域資源を活用した商品の開発支援

- 地域の資源やニーズを活用した新商品・新サービスの開発を促進します。
- 市町村等と連携し、各地域の地域資源を活用した特色ある産業の創出・振興を図ります。
- 伝統的工芸品では、市町村及び産地組合等が実施する現代にマッチした新商品開発、海外展開も見据えた展示会の開催等の取組を支援するとともに、原材料の確保に向けた検討を行います。

②技術の継承への支援

- 国の「ものづくりマイスター」制度を活用し、マイスターに認定された熟年技能者による若年技能者への指導や、人材育成を行う企業に対する相談・支援体制を充実させていきます。
- 伝統産業では、産地が行う新たな就労者の確保や熟練技術者育成の取組を支援することに加え、「次世代リーダー」を育成するため、産地の枠を超えた連携の取組への支援や各種の研修の充実を図り、産地の将来を担う人材育成を支援します。

③商店街の活性化支援

- 個店の魅力向上や空き店舗の解消等を市町村と連携して支援することにより、商店街の活性化を後押しします。
- 県内商業者による情報交換の場の提供や情報発信を行うことにより、新サービスの創出など意欲的な商業活動を促進します。

④農商工連携等の促進

- 農商工応援ファンド等の利用の促進を図り、農商工連携による新商品の開発を促進します。
- 営農者や産学官で構成する「秋田県次世代農業機器研究会」により、植物工場やICTを活用した農業分野での先進的な取組事例の情報共有を図るとともに、生産管理システムなどの研究により、農工連携の取組を促進します。
- 異業種交流会、6次産業化推進協議会の開催により関係者の情報交流や連携促進を図るとともに、農林漁業者・異業種参入企業等が食品加工等に取り組む際に必要となる機械・施設の導入や、新商品の開発・販路拡大についての支援を行います。

基本的施策6 人材の育成及び確保（条例第13条関係）

（1）条例に基づく施策

- ①学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実
- ②職業能力の開発及び向上への支援
- ③雇用に関する情報提供
- ④雇用環境の整備の促進
- ⑤女性と高齢者の能力の活用の促進

（2）施策の方向性

①学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実

- ふるさと教育を基盤とした「地域に根ざしたキャリア教育」を推進します。
- 小・中学校と高等学校の連携を進め、「地域の活性化に貢献する教育活動」の視点でもキャリア教育の取組を推進します。
- 関係機関との連携を強化し、望ましい職業観、勤労観の育成を図るとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を図ります。また、児童生徒と県内企業等を結ぶウェブサイトの構築を行います。

- 職場体験やインターンシップ、企業見学等を通して、県内中小企業についての理解を深め、地域社会を担う人材の育成を図ります。
- 社会のニーズに応える専門高校等の教育の充実を図り、企業等と連携した中小企業を支える人材の育成を図るとともに、起業家精神の醸成を図ります。

②職業能力の開発及び向上への支援

- 高等教育機関が地域社会や産業が抱える諸課題解決のために行う教育体制の充実や再編などによる人材育成の取組に対し支援します。
- 県内中小企業を支える人材を育成するため、企業ニーズを踏まえ、成長分野に関するカリキュラムなど次代を見据えた職業能力開発を推進します。
- 県立技術専門校を核として普通訓練や在職者訓練の実施による職業能力開発を推進するとともに、県立技術専門校や認定職業訓練施設、民間教育訓練機関等での在職者や求職者への職業訓練の充実を図ります。
- 県内建設企業への就職希望者向けの資格試験対策講座を行って、県内定着を希望する若者の資格取得を支援します。
- 医療・福祉分野では、介護福祉士及び保育士の資格取得について支援します。
- 産業人材の育成や、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発を推進するとともに、労働者の生涯を通じたキャリア形成やスキルアップを支援します。また、企業や学校教育と連携した取組を推進します。
- 産業技術センターが行う研修や技術指導を通じて、技術力や研究開発力の向上のために必要とする中小企業単独では困難な人材育成を実施します。
- 市場性の高い商品の開発や製造に係るスキルを持った食品事業者の育成を図ります。

③雇用に関する情報提供

- 高校生や大学生等を対象として、企業見学会や企業説明会を開催し、県内企業への理解促進と県内就職の促進を図るとともに、就職後の企業への定着を支援します。
- 大学生等を対象とした県内企業でのインターンシップを促進します。
- 県外からの多様な人材確保のため、雇用労働アドバイザーによる県内企業の求人ニーズの把握、Aターン求人の開拓を行うとともに、Aターンプラザにおいて職業紹介や移住と就職に関する一体的な相談対応を行い、Aターン就職の促進を図ります。
- 学卒者やその他若年者、女性、障害者、高齢者など様々な産業人材を発掘、確保するため各種支援機関等との連携を図ります。
- 若年者の県内定着を促進するため、秋田県就活情報サイト「K o c c h A k e ! (こっちゃけ)」等による県内企業情報の提供や合同就職面接会等のマッチング機会の提供を行うほか、ハローワーク等と連携し、新規求人の掘り起こしを行います。

- 奨学金返還助成制度をPRし、大学生等の県内就職の促進を図ります。
- 首都圏等の第二新卒者など若者に向けた地元企業の魅力発信力の向上を支援し、県内企業の人材確保につなげます。
- 「秋田県福祉保健・人材研修センター」において、福祉保健分野における人材の確保と育成を支援します。
- 「建設産業担い手確保育成センター」が中心となり、産学官が連携して建設産業の魅力発信や若者・女性が活躍できる職場づくりを進めることで、担い手の確保・育成を推進します。
- ICT人材の確保・育成を行う拠点の整備を行います。
- 高等教育機関が、県内産業を牽引し、魅力ある地域社会の創出に寄与できる多様な人材を輩出するため、産業界、自治体等と連携して行う県内就職の促進に向けた取組に支援します。

④雇用環境の整備の促進

- 働き方改革の周知や働き方改革推進のための取組に対する支援を行います。
- 「秋田県公労使会議」における意見交換を踏まえ、労働局など関係機関と連携し、若年者、女性、障害者、高齢者などが生き生きと働くことができるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。
- 企業が従業員の健康づくりを戦略的に進めることで、経営基盤の強化や生産性の向上、人材の確保・育成等につなげる「健康経営」について、関係団体と連携して、県内中小企業への普及啓発を行います。
- 男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を一層推進します。特に、企業の取組を促進するため、経済団体等との連携のもと「(仮称)あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、ワンストップにより企業の取組を支援します。
- 入社後の定着率向上のため、県内中小企業における若年者の職場定着の現状や課題、各中小企業の取組状況などの情報を収集・把握し、職場定着促進への取組を支援します。

⑤女性と高齢者の能力の活用の促進

- 女性が職場で生き生きと活躍できるよう、気運の醸成を図るとともに、企業における行動計画の策定や女性活躍の取組に対し支援します。
- 女性が活躍する社会の形成を進めるため、女性の採用に積極的に取り組む企業の設備投資を支援します。
- 勤労意欲の高い高齢者が少しでも長く働くことのできる環境を整備するとともに、離職した中高年齢者の再就職の機会を確保するため、継続雇用制度の周知・導入促進や「あきた就職活動支援センター」での相談業務を通じ、中高年齢者の就職を支援します。

小規模企業者への考慮（条例第 1 4 条関係） ※再掲

（各施策より再掲予定）

第4章 基本的施策の推進

- 条例第18条に基づき、中小企業の振興に関する県の施策の実施状況を毎年公表するほか、条例第15条に基づき、「秋田県中小企業振興委員会」や各中小企業者、関係団体、金融機関等との意見交換を踏まえ、各施策の検証を行いながら、より中小企業のニーズに合った施策をオール秋田で推進していきます。

1 条例・指針の県民等への周知・普及

- 中小企業の振興のためには、全ての県民等が中小企業の重要性を理解し、その提供する製品・商品やサービスの利用などを通して、中小企業を応援していくことが重要となります。
- 各中小企業に対しても、自主的な経営の改善・向上についての意識啓発や、県の施策についての情報提供などを積極的に行っていく必要があります。
- そのため、中小企業の重要性や条例の基本理念、県民の協力の必要性、県の施策などについて、分かりやすく親しみやすい形で広く情報発信し、条例や指針に関する県民や中小企業等の理解を促進していきます。

2 基本的施策の検証及び推進

- 県内の中小企業者や企業支援機関、学識経験者などからなる「秋田県中小企業振興委員会」を開催するとともに、県職員の積極的な企業訪問や、意見交換会の開催などにより、中小企業者や県民などから、実施している各施策について生の声を聴く機会を設けます。
- 商工団体や金融機関等についても、実施している各施策についての意見交換を行う機会を確保します。
- 毎年度、各施策の検証を行うとともに、条例推進のための庁内横断的組織である「中小企業振興条例推進会議」を設置し、「秋田県中小企業振興委員会」や中小企業者、関係団体等の意見などを踏まえながら、オール秋田で、中小企業のニーズに合った施策を推進していきます。
- 「中小企業月間」を設け、イベントの開催などを通して、県民の県内中小企業への理解を深める機会を創出します。

3 市町村との連携

- 中小企業の振興に関する県の施策は、各市町村の中小企業振興施策とも密接に関わるため、市町村と情報共有しながら連携を密にし、各地域の特性に応じた積極的な取組を支援します。

- 特に、中小企業の地域の特性に応じた事業活動の促進に当たっては、各市町村と協力し、その特性に応じた振興等を市町村と連携して実施します。

4 各施策の情報提供

- 各施策については、中小企業にきめ細かな情報提供を行い、その周知に努めるとともに、利用する中小企業者が分かりやすい資料を提供します。

<資料編>

※第3期ふるさと秋田元気創造プランが掲げる目標数値等

(同プランから本指針に関連のある指標を転載予定)

(想定) 製造品出荷額等、開業率、商業・サービス業の県内総生産額、技術指導・相談件数、事業承継計画策定件数、海外展開に新たに取り組む企業数、Aターン登録就職者数、高校生の県内民間事業所就職率 等

<資 料>

平成29年度「秋田県中小企業振興委員会」名簿

[氏名五十音順(分野別)・敬称略]

No.	分野等	所属・役職等	氏 名
1	中小企業者	ガーデンカフェ&デリカ kimoto	木元 千恵子
2		大同衣料株式会社 代表取締役	佐々木 祐太
3		株式会社佐藤商事 代表取締役	佐藤 慶太
4		株式会社ホクシンエレクトロニクス 代表取締役社長	佐藤 宗樹
5		ソフトアドバンス株式会社 代表取締役社長	菅原 亘
6		千代田興業株式会社 代表取締役社長	藤澤 正義 (委員長)
7		藤島木材工業株式会社 代表取締役社長	藤島 眞砂子
8	大企業者	株式会社ユナイトホールディングス 代表取締役社長	塚本 徹
9	県民	生活協同組合コープあきた 理事	菅野 ミチ子
10	大学	公立大学法人秋田県立大学 地域連携・研究推進センター 副センター長	小笠原 正 (委員長代理)
11	支援団体	(公財)あきた企業活性化センター 専務理事(兼)事務局長	飯塚 政範
12		秋田県商工会議所連合会 事務局長	近江谷 功
13		秋田県中小企業団体中央会 事務局長	加藤 貢
14		秋田県信用保証協会 常勤理事	田中 一博
15		秋田県商工会連合会 事務局長	三平 久孝
16	金融機関	北都銀行 地方創生部長	加藤 敬
17		秋田銀行 執行役員 地域サポート部長	皆川 剛

<オブザーバー(関係機関・団体)>

財務省東北財務局秋田財務事務所、日本銀行秋田支店、日本政策金融公庫秋田支店・中小企業事業、同・国民生活事業、商工組合中央金庫秋田支店、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合

<平成29年度の開催日程>

○第1回 平成29年5月23日(火)13:30~16:00「秋田県教育会館」

○第2回 平成29年11月7日(火)9:30~12:00「ルポールみずほ」



<資 料>

平成29年度 中小企業の振興に関する「地域勉強会」実績

回	月日	時間	開催団体・会議名称等	場所	参加人数(人)
1	5/22(月)	15:30～ 16:30	伝統的工芸品等産業振興協議会	県庁第二庁舎31 会議室	企業等7、産政課2、 地産課2
2	5/31(水)	16:00～ 17:00	秋田県信用保証協会(職員)	保証協会会議室	協会職員8、産政課3
3	6/7(水)	14:30～ 15:30	秋田商工会議所青年部	秋田商工会議所 会議室	企業等8、産政課2
4	6/12(月)	19:00～ 20:30	能代逸品会	畠町新拠点	企業等15、産政課2、 商貿課1
5	6/15(木)	16:00～ 16:30	中小企業団体青年中央会理事会	中央会会議室	企業等10、産政課2
6	6/23(金)	14:00～ 15:00	中小企業団体中央会(職員)	中央会会議室	中央会職員14、産政 課1
7	6/28(水)	17:00～ 17:30	北秋田市商工会商業部会	むらかわ	企業等17、産政課2、 商貿課1
8	7/4(火)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 大館地区組合代表者懇談会	ロイヤルホテル大 館	企業等18、市1、振興 局1、産政課2
9	7/7(金)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 湯沢地区組合代表者懇談会	湯沢グランドホテ ル	企業等16、市1、振興 局1、産政課2
10	7/10(月)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 大仙地区組合代表者懇談会	大曲エンパイヤホ テル	企業等11、市1、産政 課2
11	7/11(火)	19:00～ 20:00	よこて市商工会青年部役員会	よこて市商工会平 鹿拠点センター	企業等18、産政課1、 地産課1
12	7/13(木)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 能代地区組合代表者懇談会	プラザ都	企業等13、振興局2、 産政課2
13	7/18(火)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 由利本荘地区組合代表者懇談会	ホテルアイリス	企業等16、市1、振興 局1、産政課2
14	7/19(水)	16:00～ 16:30	中小企業団体青年中央会研修会	ホテルメトロポリタ ン秋田	企業等30、産政課1
15	7/21(金)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 鹿角地区組合代表者懇談会	鹿角パークホテル	企業等12、市1、振興 局1、産政課2
16	7/22(土)	17:00～ 17:30	秋田県中小企業診断協会	アトリオン3F 研 修室B	診断士16、産政課2
17	7/24(月)	19:00～ 21:00	大人の読書会 (読んだ本を紹介 しあう様々な職種による交流会)	パブレストランサ ガン	企業等18、産政課1
18	7/25(火)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 横手地区組合代表者懇談会	横手セントラルホ テル	企業等12、市1、振興 局1、産政課2
19	7/28(金)	14:00～ 16:30	中小企業団体中央会 秋田地区組合代表者懇談会	ホテルメトロポリタ ン秋田	企業等30、市1、振興 局2、産政課2



＜資料＞

「秋田県中小企業振興条例」 秋田県条例第62号（平成26年3月28日公布、同年4月1日施行）

本県の中小企業は、多くの雇用の機会を創出し、本県の経済をけん引する重要な役割を果たしている。また、その事業活動が秋田らしさを表すなど地域社会に果たす役割も大きい。

しかしながら、経済活動の国際化及び情報化の進展による企業間の競争の激化、人口減少及び少子高齢社会の到来による市場規模の縮小などにより、本県の中小企業は、厳しい経営環境に直面している。

このような状況において、中小企業の多様で活力ある成長発展を図るため、私たちは、改めて中小企業の役割と重要性について認識を共有し、中小企業の意欲的で創造的な取組を県全体で支えていく必要がある。

ここに、中小企業の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であって、県内に本店、支店その他の営業所を有するものをいう。
- 四 大企業者 中小企業者以外の会社であって、県内に事務所等を有するもの（金融機関を除く。）をいう。
- 五 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であって、県内に事務所等を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組が促進されること。
- 二 県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。
- 三 本県の地域資源（農林水産物、天然資源、観光資源、技術、人材その他の中小企業の事業活動に活用することができる地域における有用な資源をいう。以下同じ。）の積極的な活用が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域における雇用の機会の創出及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するように努めるものとする。

(中小企業支援団体等の役割)

第6条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者が経営の改善及び向上を図るために行う取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上への協力を努めるものとする。

3 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

4 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成に努めるとともに、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の向上を図るための支援、その研究成果の中小企業者への移転その他必要な協力を努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するように努めるものとする。

(経営基盤の強化)

第8条 県は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、相談及び支援のための体制の整備並びに資金の供給及び事業の承継の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな市場の開拓等)

第9条 県は、中小企業の新たな市場の開拓を図るため、中小企業者の国内外における販路の開拓及び取引の拡大並びに観光その他の地域間の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業が供給する物品及び役務に対する需要の増進に資するため、県の工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(製品等の価値の増加による競争力の強化)

第10条 県は、中小企業が供給する製品又は役務の価値を高めることにより中小企業の競争力の強化を図るため、生産性の向上、技術力の強化、設備投資の促進、産学官連携（中小企業者、中小企業支援団体、大学等、県及び市町村が相互に連携を図りながら協力することをいう。）の強化及び企業間の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな事業の創出)

第11条 県は、中小企業の新たな事業の創出の促進を図るため、中小企業の創業の促進並びに中小企業者の事業の多角化及び転換に必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特性に応じた事業活動の促進)

第12条 県は、地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図るため、本県の地域資源を活用した商品の開発、技術の継承及び商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内で生産された農林水産物を活用した事業活動の促進を図るため、中小企業者が農林漁業者と連携して実施する事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第13条 県は、中小企業の事業活動を担う人材の育成を図るため、学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実並びに職業能力の開発及び向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の事業活動を担う人材の確保を図るため、雇用に関する情報の提供、雇用環境の整備の促進並びに女性及び高齢者の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への考慮)

第14条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて県内に事務所等を有するものについて、その自主的な取組が促進されるように、必要な考慮を払うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

(市町村に対する協力)

第16条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(指針)

第17条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の振興に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業支援団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第18条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【秋田県中小企業振興条例に関するお問い合わせ先】

秋田県産業労働部 産業政策課



<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14090>

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1（県庁第2庁舎3階）

TEL : 018-860-2214

FAX : 018-860-3887